

令和8年4月1日採用 里庄町職員採用試験案内(通年募集)

令和8年4月1日に採用する里庄町職員の採用試験を次のとおり実施しますので、ご希望の方は申し込んでください。

1. 職種及び募集人員等

職種	採用予定人員	受験資格
建築技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した方のうち、建築士2級以上の資格を有する方で5年以上の建築設計・建築施工など建築に関する実務経験のある方
		昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した方のうち、建築施工管理技士2級以上の資格を有する方で建築施工管理技士として5年以上の実務経験のある方
土木技師	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上において土木(農業土木を含む)系学科を卒業した方(直近5年のうち3年以上民間企業等における土木に関する実務経験のある方に限る)
		平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上において土木(農業土木を含む)系学科を卒業した方または令和8年3月31日までに卒業見込みの方
主任介護支援専門員	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した方のうち、主任介護支援専門員の資格を有する方

※実務経験は、地方自治体、民間企業等において、1週間あたり30時間以上の常勤勤務(アルバイト、パートタイマー等は除く。)を1年以上継続して上記に記載する職種の実務に携わった期間(育児休業や休職等を除いた実務期間とする。)が該当し、複数の場合は通算することができます。

【注意事項】

地方公務員第16条に規定する欠格事項に該当する人は受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・里庄町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験日時等

職種	科目	日時及び場所
・建築技師 ・土木技師 ・主任介護支援専門員	○一次試験 個人面接(Web形式も可能)、書類審査 ○二次試験 教養・適性検査 ※一般的な公務員試験のような専門科目の勉強は不要です。日常的な思考力や職場での適応力を測る検査です。	○一次試験 別途通知します。 (おおむね一月ごとに実施します。) ○二次試験 別途通知します。

裏面に続く

3. 受験申込手続及び申込受付等

申 込 書 入 手 方 法	申込書は、町役場総務課にて配布しています。 里庄町ホームページ(https://www.town.satosho.okayama.jp)からでもダウンロード可能です。
申 込 方 法	提出書類 ①採用試験申込書 ※必ず 自筆で記入 し、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼ること。 ②小論文「里庄町職員として挑戦したいこと」 ※様式自由、400文字前後で 自筆で記入 すること。 ③最終学歴の卒業証明書、成績証明書 ④国家資格証(建築技師)の写し、修了証明書(主任介護支援専門員)の写し 上記書類を下記申込先へ 直接持参又は郵送 してください。郵送で申し込まれる場合は、 必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。 *提出書類は返却しません。 ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っていません。
申 込 先	〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町里見1107-2 里庄町 総務課 職員採用担当 TEL 0865-64-3111
受 付 期 間	通年で随時受付 (募集定員に達した場合は受付を終了します。) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (役場へ持参の場合) ※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

4. 合格発表

受験者本人に合否を通知します。

5. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、里庄町職員採用候補者名簿に登載され、名簿の中から採用者を内定し通知します。また、採用候補者名簿の有効期限は、令和8年3月31日までとします。
- (2) 採用試験に合格しても、採用要件を欠く(卒業又は必要資格等が取得できなかった)場合は、採用内定後であっても採用されません。
- (3) 受験資格がないこと又は採用試験申込書に虚偽の記載が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6. 給与

(令和7年4月1日現在)

区分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給(月額)	220, 000円	204, 400円	188, 000円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて前歴加算された額が初任給となります。
例1 採用年齢が28歳、高等学校卒業後、民間企業等における**実務経験**が10年・・・初任給241,400円
例2 採用年齢が45歳、高等学校卒業後、無職期間が7年、民間企業等における**実務経験**が20年・・・初任給296,600円
例3 採用年齢が49歳、高等学校卒業後、無職期間が5年、民間企業等における**実務経験**が15年、
実務経験以外の業種の仕事を11年・・・初任給316,300円